

基本目標1:ともに理解し合い、支え合い、高め合うために ～地域で支え合える生活に向けた施策の展開～

【KPI】基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績見込値(令和5年度)	実績確定値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)	目標値(令和8年度)
障害のある人の人権をテーマに開催した自治会人権・同和問題学習会の数	障害福祉課	4回	16回	10回	10回	10回
手話通訳者派遣件数	障害福祉課	558件	608件	627件	704件	791件
障害者スポーツ大会参加者数	障害福祉課	延べ35名	延べ38名	39名	42名	46名

取組の進捗状況と今後の課題

基本目標	具体策	施策項目	取組内容	令和5年度の実績	令和6年度の取組状況	現状・課題	次年度における取組内容
ともに理解し合い、支え合い、高め合うために	①相互理解の促進と心のバリアフリー化の推進	1 障害の理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	○市ホームページや広報紙「広報もりやま」、有線放送、出前講座、研修会等を通じた啓発・広報活動を引き続き実施する。 ○障害のある人への理解を深めるため、市社会福祉協議会やボランティア団体等が行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動等を支援する。 ○図書館や福祉保健センター内にコーナーを設け、積極的に市内事業所のお知らせ、イベント開催等の案内を行う。 ○もりやまふれあいフェアを開催し、市民の障害への理解を深める。 ○障害者週間※にあわせ、市広報や街頭啓発等により周知を図る。	○もりやまふれあいフェアを開催し、市民の障害への理解を深めた。 参加者数:180名 ○障害者週間にあわせ、市広報や市内関係団体と一緒にモリープでの街頭啓発等により周知を図った。	○11月23日(土)もりやまふれあいフェアを開催し、市民の障害への理解を深めた。 参加者数:210名 ○障害者週間にあわせ、庁舎周辺とすこやかセンターで啓発を行った。また、12月1日発行の「広報もりやま」に掲載し、周知を図った。	【現状】 ○障害者週間の周知方法が限定的である。 ○障害者週間の周知方法を検討していく必要がある。 ○もりやまふれあいフェアについて、より多くの市民に参加してもらうために、どのような内容で開催するのがよいのか、引き続き検討が必要。	○市庁舎の多目的ホール活用を含め、障害者週間の周知方法を検討する。 ○もりやまふれあいフェアについて、多くの市民に参加してもらえるよう関係機関・事業所等とのさらなる連携を図る。
ともに理解し合い、支え合い、高め合うために	②情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進	5 手話通訳者の確保・養成	○手話通訳者登録者の確保および養成の推進に向け、手話講座を引き続き開催し、市単独実施のメリットを活かした、より参加しやすい講座運営に努める。また、手話講座等の実施回数の増加を図る。 ○手話講座等の開催による奉仕員から手話通訳者登録につながるよう、手話講座受講後の受講生の支援を行う。 ○講座参加者へ案内等を行うことにより、手話サークルとの連携を深めるよう努める。	○本市単独による手話講座(基礎編)を開催。受講者数20名(定員20名) ○手話通訳者登録につながるよう、基礎講習後に3回、ステップアップ講座を実施。	○本市単独による手話講座(入門編)を開催。受講者数20名(定員20名) ○次年度の手話講座(基礎編)受講につながるよう、手話講座(入門編)終了後に手話サークルとの交流会を実施。 ○令和5年度の手話講座(基礎編)修了生を対象に学習会を開催。	【現状】 手話通訳者が不足している中、入門講座受講生募集時には定員を超える応募があり、受講の意思がありながら受講できなかった人が多くいたが、隔年での募集となる。 【課題】 手話通訳者不足の現状を鑑み、手話奉仕員をより一層養成するため、毎年募集できるよう講座を増やす等検討が必要。	○令和7年度より、手話奉仕員養成講座(基礎)修了生を対象とし、県の手話通訳者養成講座受講資格を取得するためのスキルアップ講座を開催し、手話通訳者の養成をめざす。
ともに理解し合い、支え合い、高め合うために	③交流・ふれあい・文化・バラスポーツ・レクリエーション活動の推進	4 障害者スポーツ活動の充実	○障害のある人の健康保持・増進を図るため、関係機関、団体等と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援する。 ○活動成果の発表と交流の場として、障害者スポーツ大会等への参加を促進する。 ○障害者スポーツ大会等の周知をすることで、スポーツ活動を推進し、障害のある人の健康の増進を図る。 ○障害者スポーツ(パラリンピック、デフリンピック等)の競技の紹介を通じて、障害の有無に関わらずスポーツの参加を促し、障害のある人への理解と交流を図る。 ○障害のある人が参加できるイベントの充実、障害者スポーツ大会等の周知や開催支援により、余暇活動の充実を図る。 ○関係団体と連携する中、バラスポーツ(ゴールボール、ボッチャ)体験会を実施し、障害のある人とない人との交流を図る。 ○本市ゆかりの選手が世界や全国で活躍することを後押しするため、スポーツ顕彰や激励金を交付する。	○障害のある人の余暇活動の促進を目的に、市内で開催される社会人サッカーの試合に招待する企画の後援、周知を行った。 ○市ホームページや広報紙「広報もりやま」、有線放送、出前講座、研修会等を通じた啓発・広報活動の実施 ○障害者スポーツ大会等各種スポーツ大会の周知、参加募集。 ○スポーツイベントに障害者を招待する企画の後援をし、余暇活動の充実を図った。 ○スポーツフェスティバルもりやまで、ボッチャ、ゴールボールの実施。 ○全小学校でバラスポーツの普及啓発を実施。	○競技人口を増やすために障スポ滋賀大会に限定せず、障害者スポーツ大会全体の参加者の拡大募集の周知を行った。 ○スポーツフェスティバルもりやまで、ゴールボールの実施。 ○小学校でバラスポーツの普及啓発を実施。 ○障害者スポーツ実施環境構築支援事業を活用し、備品の整備を行った。 ○障スポ大会優勝者2名に守山市スポーツ栄誉賞を授与	【現状】 障害者と健常者も参加できるスポーツイベントにおいて、障害者の参加者数が伸び悩んでいる。 【課題】 競技人口を増やすために広く周知・啓発していく必要がある。	○関係団体と連携する中、バラスポーツ(ゴールボール、ボッチャ)体験会を実施し、障害のある人と健常者との交流を図る。 ○本市ゆかりの選手が世界や全国の活躍されることを後押しするため、スポーツ顕彰や激励金を交付する。 ○わたのSHIGA輝く障スポ開催100日前に守山市開催協議の体験や各種イベント等を実施し、大会周知・啓発を図り、大会を通じて、障害者スポーツへの関心を高めていく。
ともに理解し合い、支え合い、高め合うために	④地域福祉の視点に立った活動の推進	4 地域での助け合い活動の推進	○地域住民の理解と協力により、民生委員・児童委員、福祉協力員、ボランティア等が連携・協力し、地域による助け合い活動を促進する。 ○避難行動要支援者支援制度の推進や、「見守り活動支援制度※」の周知と活用を図り、障害のある人等に対する声かけや見守り等の地域における支援活動を促進する。 ○避難行動要支援者名簿※について、対象者が理解しやすい説明を行う。	○条例に基づく避難行動要支援者名簿を5月、11月に自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員に提供。名簿情報と居住実態が異なるケース等について、情報提供をうけ、本人へ照会し名簿削除等の対応を図ることで、名簿情報を精緻化する仕組みを設けた。 ○広報もりやまに年2回、新たに要件に該当した方へ同意の推奨として名簿の記事を掲載するとともに、ホームページにも案内ページを掲示し周知を図った。 ○避難行動要支援者登録制度について「守山障害福祉のしおり」への掲載や窓口での案内を行った。	○条例に基づく避難行動要支援者名簿を5月、11月に自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員に提供。名簿情報と居住実態が異なるケース等について、情報提供をうけ、本人へ照会し名簿削除等の対応を図ることで、名簿情報を精緻化する仕組みを設けた。 ○広報もりやまに年2回、新たに要件に該当した方へ同意の推奨として名簿の記事を掲載するとともに、ホームページにも案内ページを掲示し周知を図った。 ○避難行動要支援者登録制度について「守山障害福祉のしおり」への掲載や窓口での案内を行った。	【現状】 避難行動要支援者全体の登録者数に対して、同意者は約半数となっている。 【課題】 対象者への制度の周知を推進していくとともに、名簿情報の精緻化をすすめていく必要がある。	○避難行動要支援者名簿については、地域の自治会長や民生委員・児童委員にも制度が一定理解され、自治会内での避難行動要支援者マップを作成される等名簿を活用した取り組みが進んできている自治会があることから、さらに避難行動要支援者登録制度の周知に努め、名簿情報の精緻化をすすめていく。
ともに理解し合い、支え合い、高め合うために	⑤障害や難病・依存症等に関する理解促進	3 こころの病・精神障害に関する啓発	○こころの健康づくりに関する理解が深まるよう、正しい知識の普及啓発を実施するとともに、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、関係機関・団体と連携した支援の拡充を図る。 ○地域福祉の担い手である民生委員・児童委員等に受講案内し、参加者の拡大を図る。 ○視察研修等を通じて、こころの病や精神障害についての先進的な取組を学ぶ機会を設ける。 ○アルコール依存症の正しい理解を促進し、断酒会の活動の啓発・周知を行う。 ○断酒会等の依存症対策の推進を図る。	○こころの健康づくりに関する理解が深まるよう、「命の尊さ」「自分の大切さ」などをテーマとした以下の取組を実施(予定)。 ＜主な取組状況＞ ・SOSの出し方教育の実施 対象:市立中学1年生 ・命の大切さを学ぶ教育の実施 対象:市立中学2年生 ・ゲートキーパー※研修の実施 対象:教職員、介護関係者、民生委員・児童委員 受講者数:82人 ・こころの健康づくりの講座配信 テーマ:「こころの健康を保つために」、「ゲートキーパー講座」 ○アルコール関連問題啓発の実施 アルコール関連問題啓発週間(11/10～/16)や二十歳のつどい等に合わせ、アルコール関連問題に関する周知・啓発を実施。 ○「断酒会」の活動(毎週土曜19時から21時)周知のほか、希望者等の参加支援を行った。	○こころの健康づくりに関する理解が深まるよう、「命の尊さ」「自分の大切さ」などをテーマとした以下の取組を実施(予定)。 ＜主な取組状況＞ ・SOSの出し方教育の実施 対象:市立中学1年生 ・命の大切さを学ぶ教育の実施 対象:市立中学2年生 ・ゲートキーパー研修の実施 対象:教職員 受講者数:125人 ・こころの健康づくりの講座配信 テーマ:「こころの健康を保つために」、「ゲートキーパー講座」 ○アルコール関連問題啓発の実施 アルコール関連問題啓発週間(11/10～/16)や二十歳のつどい等に合わせて、アルコール関連問題に関する周知・啓発を実施予定。 ○「断酒会」の活動(毎週土曜19時から21時)周知および希望者等の参加支援を行っている。	【課題】 こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発の実施、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、関係機関・関係団体と連携した支援をこれまで以上に実施する必要がある。	○広くこころの健康づくりに関する正しい知識が浸透し、支援を必要とする人が適せるな支援を受けられるよう、関係機関・関係団体と連携をはかっていく。

基本目標2：住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために ～相談支援体制の強化～

【KPI】基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績見込値(令和5年度)	実績確定値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)	目標値(令和8年度)
基幹相談支援事業者の訪問等による専門的な指導・助言件数	障害福祉課	350件	249件	380件	420件	460件
成年後見制度にかかる相談件数	障害福祉課	110件	165件	120件	130件	140件
地域生活支援拠点の相談機能・緊急時対応機能の実施事業所数	障害福祉課	未実施	未実施	 1所	3か所	5か所

取組の進捗状況と今後の課題

基本目標	具体策	施策項目	取組内容	令和5年度の実績	令和6年度の取組状況	現状・課題	次年度における取組内容
住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために	①障害のある人に対する虐待の防止	1 障害者虐待防止体制の整備	○「障害者虐待防止法」に基づいて設置した虐待防止センターにおいて、24時間いつでも連絡・通報があった場合は迅速な対応に努める。 ○被虐待者の一時保護事業所について、継続的な確保を図るとともに、居所が特定されるなど、被虐待者が不利益を被らないよう配慮を行う。 ○被虐待者や養護者に対し、より専門性の高い支援が行えるよう、「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」と連携して、事案に対応する。 ○令和4年より義務づけられた「虐待防止委員会の設置や責任者の配置・職員研修」について、事業所への指導や啓発を行う。	○障害者虐待防止法に基づき、障害福祉課内に虐待防止センターを設置し、24時間対応体制を整えた。(R5年度虐待相談4件 うち認定1件) ○基幹相談支援センターを継続設置し、権利擁護・虐待防止の連携体制を整えている。 ○湖南4市の広域事業として、緊急一時保護事業を展開し、セーフティネット体制を整えた。 ○虐待対応支援ネットにより弁護士等の専門家からの助言を受けられる体制を整え、適宜、相談を行った。	○障害者虐待防止法に基づき、障害福祉課内に虐待防止センターを設置し、24時間対応体制を整えている。(R6年12月 虐待相談4件 うち認定1件) ○基幹相談支援センターを継続設置し、権利擁護・虐待防止の連携体制を整えている。 ○湖南4市の広域事業として、緊急一時保護事業を展開し、セーフティネット体制を整えている。 ○虐待対応支援ネットにより弁護士等の専門家からの助言を受けれる体制を整えている。	【現状】 緊急一時保護所の確保を行っている。 自立支援協議会等の活用により、障害者虐待防止に関する研修の機会をもっている。 【課題】 医療的ケアや強度行動障害を有する方にも対応可能な緊急一時保護所の確保について引き続き検討を行う。	○虐待対応支援ネット等のスーパーバイズを活用し、被虐待者や養護者に対しより専門的な支援ができるよう取り組む。 ○医療的ケアや強度行動障害を有する方にも対応可能な緊急一時保護所の確保について引き続き検討を行う。
住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために	②地域で安心して生活できる仕組みづくりの推進	3 相談を生活支援サービスにつなげる仕組みづくりの推進	○地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域住民や専門機関によるネットワークの構築を進める。 ○地域の創意工夫による住民交流をめざし、すこやかサロンや各種施設の運営支援を推進する。 ○地域における支援体制の構築にあたり、ゴミ出しボランティア等、地域での生活を支えるボランティア等の新たな担い手づくりを推し進める。 ○障害福祉サービス利用者の介護保険サービスへの円滑な移行を図るため、関係課において介護保険、高齢者施策、障害者施策等についての共通認識を深めるとともに、情報の共有化を図り、途切れのないサービスの提供と安定した日常生活の支援に努める。 ○介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、介護予防と高齢者生活支援体制づくりに取り組む。	○身近な地域で高齢者の相談を受け適切なサービスに繋がられるように努めた。 相談延べ件数(R5:22,333件) ○基幹相談支援センターにおいて多様な相談に対応し、適切なサービス等に繋がられるよう努めた。 相談延べ件数(R5:11,923件)	○身近な地域で高齢者の相談を受け適切なサービスに繋がられるように支援に努めている。 相談延べ件数(令和6年12月末現在:16,564件) ○基幹相談支援センターにおいて多様な相談に対応し、適切なサービス等に繋がられるよう努めた。 相談延べ件数(R6年10月末現在:8,436件)	【課題】 身近な地域で相談を受け、適切なサービスに繋がられるように努めることが必要である。	○令和7年度より、ごみを排出することが困難な障害者や高齢者等に対し、前日ゴミ出し制度を創設することで、介護サービスや同居外親族等のゴミ出し支援を受けやすい環境を整備する。
住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために	③障害のある人・家族への重層的な支援体制の推進	1 総合相談窓口(基幹相談支援センター)の充実	○基幹相談支援センター※である「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」のより一層の周知を図る。 ○障害のある人やその家族が、福祉サービスやケア等に関する相談を気軽にすることができ、総合的かつ調整のとれたサービス提供につながるよう、「守山・栗東障害者相談支援センターみらいく」と連携し、総合的な相談支援を継続して実施するとともに、広域事業運営会議において調整し、機能強化を図る。	○基幹相談支援センターによる、総合的で専門的な相談支援を実施した。 ○基幹相談支援 相談延べ件数11,923件	○基幹相談支援センターによる、総合的で専門的な相談支援を実施している。 ○みらいくのホームページにおいて、自立支援協議会用の専用フォームを作成するなど、関係機関とのネットワーク強化を図っている。	【現状】 総合的で専門的な相談支援を実施しており、関係機関とのネットワーク強化を図っている。 【課題】 基幹相談支援センターとして、さらなる職員のスキルアップや専門性の強化が必要。	○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者への専門的な指導を強化し、地域の相談支援体制の充実を図る。
住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために	④成年後見制度等権利擁護事業の周知啓発等、障害のある人の権利擁護の推進	2 成年後見制度の利用支援および普及啓発	○日常生活において、自らの意思を決定することが困難な障害のある人について、成年後見センターや事業所等関係機関と連携を図り、適切な意思決定の支援が行えるよう努める。 ○成年後見制度※の利用が必要な対象者に対しては、申請および報酬にかかる費用助成を行い、成年後見制度の利用促進に努める。 ○「成年後見センターもだま」との連携を強化し、専門機関による相談、成年後見の利用申立にかかる各種手続支援を行い、障害のある人の権利擁護※のために必要な援助を行う。 ○成年後見制度の利用促進を図るため、出張説明会等を行い、普及啓発を図る。	○成年後見センターもだまへ広域事業として委託を行うとともに、要綱に基づき、申立費用および報酬助成を行った。(R5報酬助成8件) ○もだまの委託事業として「成年後見制度の出張相談会」(2回/年)を9月・1月に開催した。4市合同で「高齢者・障がい者なんでも相談会(in草津市)」を開催した。	○成年後見センターもだまへ広域事業として委託を行うとともに、要綱に基づき、申立費用および報酬助成を行う。 ○もだまの委託事業として「成年後見制度の出張相談会」(年2回)を9月・1月におよび4市合同開催の「高齢者・障がい者なんでも相談会」(in栗東市)を開催した。	【現状】 後見制度が十分に知られていない。どこに相談したらいいかわからないとの問い合わせがある。 【課題】 今後、ますます後見制度の需要は高まる見込み。 後見を必要としているすべての人が制度を利用できるように、利用を阻害する要因があれば原因追及をし、適切な利用を促していく施策を今後も進めていく必要がある。	○引き続き、湖南4市・もだまによる作業部会を中心に関係機関と連携をはかるなか、適切な支援を行っていく。
住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らすために	⑤保健・医療の充実	3 各種健診(検診)の充実	○乳幼児健康診査にて発達の違いや障害が疑われる乳幼児の早期発見・早期療育につなげる。 ○乳幼児健康診査の未受診者には受診勧奨を行うとともに、受診が困難な乳幼児については訪問等を通じ発達や疾病の確認を行う。 ○健(検)診受診率向上のため、個別勧奨通知やクーポン券の配布等を行う。 ○健(検)診の受診結果に基づいた適切な受診行動がとれるよう、働きかけを行う。	○〈受診率〉(受診者/対象者) 4M健診 98.6%(690人/700人) 10M健診 99.1%(787人/794人) 1Y6M健診100.9%(791人/784人) 2Y6M健診 98.1%(789人/804人) 3Y6M健診 97.5%(803人/824人) 〈精密検査受診率〉(受診者/対象者) ・4か月児健診精検 97.5%(39人/40人) ・10か月児健診精検 88.9%(16人/18人) ・1歳6か月健診精検 95.8%(46人/48人) ・2歳6か月健診精検 97.4%(38人/39人) ・3歳6か月健診精検 79.3%(134人/169人) 〈未健フォロー〉 ・ハガキ174件、訪問等63件 ○健(検)診受診率向上と健(検)診結果に基づいた適切な行動がとれるよう、以下を実施。 ・すこやかセンターだよりの全戸配布 対象:約34,000世帯 ・特定健康診査の個別勧奨 対象:約12,789人 ・胃・大腸・肺がん検診のお知らせはがきの送付 対象:13,023人 ・市健(検)診お知らせ通知の送付 対象:9,987人 ・特定保健指導(積極的支援・動機付支援) 実施者:163人	(12月末時点) ○〈受診率〉(受診者/対象者) 4M健診 99.2%(473人/477人) 10M健診 100.0%(520人/520人) 1Y6M健診 99.6%(559人/561人) 2Y6M健診 96.4%(562人/583人) 3Y6M健診 97.4%(525人/539人) 〈精密検査受診率〉(受診者/対象者) 4M健診 92.6%(25人/27人) 10M健診 76.5%(13人/17人) 1Y6M健診 86.7%(39人/45人) 2Y6M健診 94.7%(18人/19人) 3Y6M健診 76.6%(95人/124人) 〈未健フォロー〉 ・ハガキ70件 訪問等:27件 ○健(検)診受診率向上と健(検)診結果に基づいた適切な行動がとれるよう、以下を実施。(予定) ・すこやか健康だよりの全戸配布 対象:約36,500世帯 ・特定健康診査の個別勧奨 対象:約12,000人 ・胃・大腸・肺がん検診のお知らせはがきの送付 対象:約11,871人 ・市健(検)診お知らせ通知の送付 対象:約10,000人 ・特定保健指導(積極的支援・動機付支援) 実施者:200人	【現状】 ○乳幼児健診にて発達遅滞や疾患の疑いがある児に対しては精密検査の紹介や育児の経過確認を行っている。 ○未受診者に対しては受診勧奨を行っているが、勧奨後も未受診の場合は関係機関との連携や訪問にて全数把握を行っている。 【課題】 ○引き続き、受診率を維持しつつ、未受診者に対しては全数把握を行っていく必要がある。 ○健(検)診未受診者に対し、関係機関との情報共有や個別勧奨を行い、健診結果に基づいた適切な受診行動がとれるよう、働きかけを行う必要がある。	○令和7年度より実施する1か月児健診も活用し、さらなる児の健康状態の把握を行う。

基本目標3: 自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために ～就労支援等の自立に向けた施策の展開～
【KPI】基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績見込値(令和5年度)	実績確定値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)	目標値(令和8年度)
障害者就職フェアの参加企業数	障害福祉課・商工観光課	面接会:9社/セミナー:22社	面接会:9社、セミナー:22社	面接会:10社/セミナー:25社	面接会:15社/セミナー:30社	面接会:20社/セミナー:35社
年間就職件数(働き・暮らし応援センターりらく相談者)	障害福祉課	22件	16件	26件	30件	34件
就労移行支援・就労定着支援決定者数	障害福祉課	就労移行:28人/定着:7人	就労移行:39人/定着:10人	就労移行:30人/定着:9人	就労移行:32人/定着:11人	就労移行:34人/定着:13人

取組の進捗状況と今後の課題

基本目標	具体策	施策項目	取組内容	令和5年度の実績	令和6年度の取組状況	現状・課題	次年度における取組内容
自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために	①障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進	1 障害のある人の雇用に対する企業等の理解の促進および啓発	○市広報やパンフレット等を通じ、「障害者雇用支援月間」(毎年9月)や法定雇用率等の周知に取り組む。 ○「公共職業安定所(ハローワーク)」や「守山市企業内人権教育推進協議会」等の関係機関と連携し、特に精神障害、発達障害、難病の人の理解と雇用に関する啓発に取り組む。 ○労政部局と連携を図り、企業訪問等を行うとともに、企業等における採用や定着のための理解促進を図る。 ○就労継続支援等を利用しながら福祉的就労する障害のある人について、職場において十分な配慮が行われるよう、障害への理解促進にかかる啓発等に取り組む。	○企業訪問時のアンケートで障害者雇用の現状・課題や今後の意向を聞く調査を実施(129社対象、119社回答) ○10/13にハローワークと共催で守山市障害者就職フェアを開催。支援制度・事例紹介セミナーと面接会の二部構成(セミナー22社・面接会9社参加)。 ○10/24に守山市企業内人権教育推進協議会と共催で、公正採用選考・人材啓発担当者に対し「発達凸凹、発達障害の特性を活かすには～当事者の立場から～」の研修を実施(40社49名参加)。	○企業訪問時のアンケートで障害者雇用の現状・課題や今後の意向を聞く調査を実施(129社対象、116社回答) ○10/17にハローワークと共催で守山市障害者就職フェアを開催。支援制度・事例紹介セミナーと面接会の二部構成(セミナー17社・面接会10社参加)。 ○10/30に守山市企業内人権教育推進協議会と共催で、公正採用選考・人材啓発担当者に対し「特性別人材活用のコツ・特性別ストレスマネジメント」の研修を実施(45社54名参加)。	【現状】 法定雇用率が今後も段階的に上昇するが、障害者雇用に関心のある企業は増えてきているものの、社内の受入体制が十分ではない事業者や、イメージができていないがために「雇用は困難」と考える事業者も多い。 【課題】 さまざまな障害特性や障害者雇用の事例について理解を深めていただくため、研修を推進する必要がある。	○合理的配慮の提供義務や様々な障害特性等への理解促進のため、研修等の充実を図る。
自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために	②障害のある人の就労支援と場の拡大	1 就労支援体制の充実	○「公共職業安定所(ハローワーク)」や「滋賀障害者職業センター」、「湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく”」等の地域の関係機関との連携強化を図り、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した取組を行う。 ○障害のある人のスムーズな就労移行と就労の定着が行われるよう、必要に応じて、就労移行支援や就労定着支援等の障害福祉サービスの利用を促す。 ○就労定着支援利用による職場や仕事に関する悩み等の相談支援、就労促進のための支援等により、障害のある人の就労定着を図る。 ○就労定着を促進するため、「湖南地域働き・暮らし応援センター」等との連携を図り、必要な相談支援・訪問等を行う。 ○日常生活上に関する問題についての相談支援や金銭管理、衣食住関係、健康管理等の日常生活上の支援を相談支援事業や市社会福祉協議会、関係機関等と連携して行う。	○ハローワークや障害者働き暮らし応援センター“りらく”等の関係機関と連携し、相談受付から定着支援までの支援を実施。 ○障害者就職フェアにおいて、障害者職業センターによる相談コーナーを設置。 ○12月14日に第4次守山市就労支援計画に基づく守山市就労支援事業推進会議開催し、障害者の就労支援について情報共有を行った。	○ハローワークや障害者働き暮らし応援センター“りらく”等の関係機関と連携し、相談受付から定着支援までの支援を実施。 ○就労安定推進員による就労相談を実施。 ○第4次守山市就労支援計画に基づく守山市就労支援事業推進会議を下期に開催予定。	【現状】 ハローワークや「湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく”」と連携し、雇入れ支援や職場定着支援が実施できている。 職場や日常生活上の困りごと等には、就労定着支援の活用や各相談支援等により対応し、就労の継続を支援している。	○継続
自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために	③福祉サービスの利用による障害のある人の就労促進	1 就労に向けた就労移行支援の利用促進	○一般企業等に就労希望する障害のある人に一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進する。 ○精神障害のある人の就労を支援するため、精神障害者就業促進事業の活用を行う。 ○就労意欲の低い人や、就労意欲はあるが就労できる段階に至っていない人等への支援体制の構築を図る。	○就労移行支援支給決定者数 R5:39人 就労に必要な訓練・求職活動に関する支援のほか、ケース会議等を通じて、湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく”およびハローワークへ繋ぎ、就労に向けての支援を行った。 ○就労安定推進員による就労相談の中で、障害のある相談者で就労意欲のある人に対し、就労移行支援事業所や障害者働き暮らし応援センター“りらく”等を紹介している。 ○障害者就職フェアにおいて、情報交換や今後の連携の契機となるよう、障害者雇用に積極的な企業・事業所と就労支援機関との出会いの場を設置。	○就労移行支援支給決定者数 R6 12末:42人 就労に必要な訓練・求職活動に関する支援のほか、ケース会議等を通じて、湖南地域働き・暮らし応援センター“りらく”およびハローワークへ繋ぎ、就労に向けての支援を行った。 ○精神障害者就労促進事業等の周知を行っている。 ○就労安定推進員による就労相談の中で、障害のある相談者で就労意欲のある人に対し、就労移行支援事業所や障害者働き暮らし応援センター“りらく”等を紹介している。 ○障害者就職フェアにおいて、情報交換や今後の連携の契機となるよう、障害者雇用に積極的な企業・事業所と就労支援機関との出会いの場を設置。	【現状】 ○就労に向けた就労移行支援の利用促進を行った。 ○就労移行支援事業所や障害者働き暮らし応援センター“りらく”の担当者と連携をし、支援が必要な人を一定つなぐことができた。 【課題】 ○障害者雇用への一定理解が進みつつあるが、まだ十分とは言えないため、更なる周知・啓発が必要である。 ○精神障害者就業促進事業のより一層の周知啓発が必要である。	○精神障害者就業促進事業のより一層の周知啓発を行う。 ○合理的配慮の提供義務や様々な障害特性等への理解促進のため、研修等の充実を図る。
自己の能力を活かし、自立した生活をめざすために	④仕事探しから就労・定着までの一貫した支援の促進	3 ひきこもりの人への就労相談・就労支援	○外部機関を含めた生活困窮者等自立支援ネットワーク会議を開催し、多様なニーズにあわせた支援の充実を図る。 ○就労(進路)支援に関する検討会の開催や、重層的支援会議を通して、関係課とひきこもり相談者に関する社会資源についての情報共有や、ひきこもり相談者に関するアセスメントの仕方等についての意見交換を行う。	○重層的支援会議を10回開催し、関係機関と情報共有および意見交換を行った。 ○継続面談等を通して、自己認知にむけた理解の促進、社会参加の機会の確保などの支援を行っている。	○重層的支援会議を8回開催し(R6.12月末)、関係機関で連携しより効果的な支援を検討した。 ○相談者との継続面談を通して、それぞれのニーズを把握し、必要なサービスや機関を紹介している。	【現状】 ○ひきこもり支援についてはR6年度より業務委託し、専任の相談員が対応し、相談件数が増加している。 ＜相談実績 R6.12月＞ 延189件、実29件 ○就労(進路)支援に関する検討会で、高校生等に支援が必要になった時に、円滑な介入が図れるよう仕組み化の検討を行っている。 【課題】 ひきこもり様の状態にならないよう関係機関での密な情報共有が必要である。	○相談支援体制の拡充(アウトリーチ※支援等)と共に、関係機関での密な情報共有を行っていく。

基本目標4: 子どもの健やかな発達のために ～障害児に対する支援策の展開～
【KPI】基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績見込値(令和5年度)	実績確定値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)	目標値(令和8年度)
専門職員による市内校園訪問件数	発達支援課	83件	156件	85件	90件	100件
乳幼児健康診査における受診率	母子保健課	97%	98.80%	100%	100%	100%
医療的ケア児コーディネーターの配置	障害福祉課	0人	0人	1人	1人	1人

取組の進捗状況と今後の課題

基本目標	具体策	施策項目	取組内容	令和5年度の実績	令和6年度の取組状況	現状・課題	次年度における取組内容
子どもの健やかな発達の ために	①保育・教育における支援体制の充実	1 発達相談の充実	○発達に遅れや偏りあるいはその疑いのある乳幼児に対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行う。 ○保育園・幼稚園・こども園等で、心理職・言語指導員が巡回訪問を実施し、必要時に発達相談や言語指導を行うなど、早期支援につなげる。 ○適切な相談・指導が行えるよう、各ライフステージ※に対応したコーディネーターが校園等の関係機関と調整を図り、相談支援の充実と拡大を図る。 ○発達検査前の児童観察に基づく見立てや支援方法のアドバイス、検査結果等を日々の支援に活かせるような助言を行う。	○校園からの依頼を受けて発達相談を実施した。 ○巡回訪問など園訪問の機会を利用し、必要な児については発達相談を勧め、その後の方向性に応じて教室を紹介するなど早期から支援につながるよう努めている。	○校園からの依頼を受けて発達相談を実施。発達検査の前に、校園に児の観察に行き、支援方法のアドバイスをを行った。 ○校園への訪問相談や訪問支援で、児を見立て、早期から必要な支援につながるよう努めている。	【現状】 校園からの依頼を受けて発達相談を実施しているが、現場から発達検査を受けることが目的となっていることがある。 【課題】 発達検査の前の児の観察に基づく見立てや支援方法のアドバイスおよび検査結果を日々の支援に活かしていただけるよう周知する必要がある。	○支援方法のアドバイスおよび検査結果を日々の支援に活かしていただけるよう周知を行っていく。
子どもの健やかな発達の ために	②児童発達支援センターの機能の拡充	1 障害のある人に対する発達支援システムの充実(再掲)	○「発達支援システム基本方針2021」に基づき、「誰もが生涯にわたって社会の中で自分らしく生きるための支援」をめざすため、乳幼児期から青年期までの一貫した支援を行う。 ○「庁内推進会議」「早期支援体制検討会」「ケース集約会議」等を継続して開催し、市内の発達支援課題を共有するとともに、発達支援体制の充実を図る。 ○障害のある児(者)や保護者、その関係者が『相談支援ファイル』を有効に活用し、発達支援の充実が図れるよう、その作成を支援するとともに普及に努める。	○「発達支援システム基本方針2021」に基づき、各種会議において関係課と協議し、対象者の発達課題の整理や共有を行った。	○「発達支援システム基本方針2021」に基づき、各種会議において関係課と協議し、対象者の発達課題の整理や共有を行っている。	【現状】 各種会議において、連携が必要な対象者に対しては情報共有を行い、早期に課題整理を行っている。 【課題】 各種会議において課題を整理し、ライフステージごとで切れ目ない支援体制を構築していく必要がある。	○ライフステージごとで切れ目のない支援を継続できるよう課題を整理し、支援体制を構築していく。
子どもの健やかな発達の ために	③学校教育・社会教育の充実	1 障害のある児童・生徒に対する教育の充実	○市内小中学校に設置された校内委員会の協議のもと、特別支援教育コーディネーター※が中心となり、各校の特別支援教育推進に努める。 ○保護者と学校が児童・生徒の情報や支援策を共有しながら、個別支援計画を作成し、支援の実践、評価、改善を行い、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図る。 ○学校を対象に、専門的な知識を有する相談員が訪問相談を引き続き実施し、指導内容、支援方法に関する助言を行い、支援の充実を図る。 ○個への支援の基盤となる学級づくりや授業改善に努める。 ○市内各小中学校に配置された「いきいき支援員※」が、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学校生活や学習活動を支援する。また、個別支援計画の活用により、支援員の支援領域や役割を明確にし、効果的な支援を行う。 ○インクルーシブ教育※システムの構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもとない子どもがともに教育を受けられる場を大切に、子どもたちとともに生きる力を育むことをめざして、小・中学校での特別支援学級の交流および共同学習の充実を図る。 ○特別支援学校(盲・ろう・養護学校)との連携の強化を図りながら、幅広い分野の専門的知識や技術を総合的に活用していく。 ○特別支援学校(盲・ろう・養護学校)に関わる研修会等において、児童・生徒への有効な指導・支援について助言を受け、医療や福祉等、発達支援に関する関係機関や特別支援学校との連携を図り、特別支援教育に関わる専門的知識や技術の向上に努める。 ○訪問相談等アウトリーチ型支援において、児童の見立てや支援方法のアドバイスをを行う。	○各校園の特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別支援教育推進を行った。 ○保護者と連携して個別の支援計画を作成し、指導の充実を行った。 ○特別支援教育支援員(いきいき支援員)を活用し、支援の必要な児童生徒に効果的な支援を行った。 ○特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育相談を行った。 ○訪問相談で、校園に相談員が出向き、指導内容や支援方法についての助言を行った。	○各校園の特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別支援教育推進を行った。 ○保護者と連携して個別の支援計画を作成し、指導の充実を行った。 ○特別支援教育支援員(いきいき支援員)を活用し、支援の必要な児童生徒に効果的な支援を行った。 ○特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育相談を行った。 ○訪問相談で、校園に相談員が出向き、指導内容や支援方法についての助言を行った。	【課題】 ○個別支援計画の適切な支援目標の設定が難しい状況。	○訪問相談等アウトリーチ型支援において、児童の見立てや支援方法の助言を行うとともに、校園内でその内容を共有していただく研修の場となっており、今後も進めていく。
子どもの健やかな発達の ために	②児童発達支援センターの機能の拡充	3 保育・教育の場での支援	○保育・教育の場で、発達障害等のある児童・生徒の健全な発達が図られるよう配慮や支援を行う。 ○心理職による発達相談を実施し、発達特性を明らかにし、支援方法について助言するとともに、校園内での発達支援が充実するよう特別支援教育コーディネーターが現場との調整を引き続き行う。 ○適切な教育的支援が行えるよう、基礎的環境整備や合理的配慮※を行う。 ○放課後児童クラブとの連携を図り、発達支援の充実と努めるとともに、発達障害等障害のある児童の利用機会の確保を図る。 ○個別支援計画を活用し、特別支援が必要な児童・生徒への支援の充実を図る。 ○訪問相談等のアウトリーチ型支援による、校園での発達支援スキルの向上を図る。 ○訪問相談等で現場へ出向き、児童の見立てや支援方法についてアドバイスをを行い、現場にて活かせるよう取り組む。	○個別支援計画をもとに、特別支援が必要な園児への支援を実践、評価し、よりよい支援につながるよう取り組んだ。 ○特別支援教育支援員を配置し、基礎的環境整備を行った。また個別支援計画を適切に作成し合理的配慮をすすめた。 ○コーディネーター等が訪問し、見立てや必要な支援について相談し、支援を行った。	○個別支援計画をもとに、特別支援が必要な園児への支援を実践、評価し、よりよい支援につながるよう取り組んでいる。 ○特別支援教育支援員を配置し、基礎的環境整備を行っている。また個別支援計画を適切に作成し合理的配慮をすすめている。 ○コーディネーター等が訪問し、見立てや必要な支援について相談し、支援を行っている。	【現状】 ○校園内の特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育の推進を進めているところである。 ○インクルーシブ保育・教育や合理的配慮について特別支援担当だけでなく、学級担任も学ぶ機会を設け、園全体で取り組んでいる。 ○行き渋り(不登校)、臆黙、愛着障害など、課題が多様化している。	○継続
子どもの健やかな発達の ために	③学校教育・社会教育の充実	1 障害のある児童・生徒に対する教育の充実	○市内小中学校に設置された校内委員会の協議のもと、特別支援教育コーディネーターが中心となり、各校の特別支援教育推進に努める。 ○保護者と学校が児童・生徒の情報や支援策を共有しながら、個別支援計画を作成し、支援の実践、評価、改善を行い、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図る。 ○学校を対象に、専門的な知識を有する相談員が訪問相談を引き続き実施し、指導内容、支援方法に関する助言を行い、支援の充実を図る。 ○個への支援の基盤となる学級づくりや授業改善に努める。 ○市内各小中学校に配置された「いきいき支援員」が、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、学校生活や学習活動を支援する。また、個別支援計画の活用により、支援員の支援領域や役割を明確にし、効果的な支援を行う。 ○インクルーシブ教育システムの構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもとない子どもがともに教育を受けられる場を大切に、子どもたちとともに生きる力を育むことをめざして、小・中学校での特別支援学級の交流および共同学習の充実を図る。 ○特別支援学校(盲・ろう・養護学校)との連携の強化を図りながら、幅広い分野の専門的知識や技術を総合的に活用していく。 ○特別支援学校(盲・ろう・養護学校)に関わる研修会等において、児童・生徒への有効な指導・支援について助言を受け、医療や福祉等、発達支援に関する関係機関や特別支援学校との連携を図り、特別支援教育に関わる専門的知識や技術の向上に努める。 ○訪問相談等アウトリーチ型支援において、児童の見立てや支援方法のアドバイスをを行う。	○各校園の特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別支援教育推進を行った。 ○保護者と連携して個別の支援計画を作成し、指導の充実を行った。 ○特別支援教育支援員(いきいき支援員)を活用し、支援の必要な児童生徒に効果的な支援を行った。 ○特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育相談を行った。 ○訪問相談で、校園に相談員が出向き、指導内容や支援方法についての助言を行った。	○各校園の特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別支援教育推進を行った。 ○保護者と連携して個別の支援計画を作成し、指導の充実を行った。 ○特別支援教育支援員(いきいき支援員)を活用し、支援の必要な児童生徒に効果的な支援を行った。 ○特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育相談を行った。 ○訪問相談で、校園に相談員が出向き、指導内容や支援方法についての助言を行った。	【課題】 ○個別支援計画の適切な支援目標の設定が難しい状況。	○訪問相談等アウトリーチ型支援において、児童の見立てや支援方法の助言を行うとともに、校園内でその内容を共有していただく研修の場となっており、今後も進めていく。
子どもの健やかな発達の ために	④医療的ケア児に対する支援体制の充実	1 医療的ケアを必要とする障害のある児童への支援の充実	○医療的ケア※が必要な児童・生徒が、医療・福祉・保育・教育等の場面で適切な支援を受けることができるよう、医療的ケア児コーディネーターを配置し、関係機関と協議・連携し、取組を検討する。 ○医療的ケアが必要な児童・生徒の通学について、支援体制の充実を引き続き県に要望するとともに地域の学校で学ぶ児童・生徒の通学支援についても調査・研究を行う。	○湖南地域重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チームにおいて実態把握調査結果を踏まえ、9月に「重症心身障害児者・医療的ケア児等を家族の暮らしをみながら考えるシンポジウム」を開催した。 ○10月より医療的コーディネーターの配置により「医療的ケア児等地域生活サポート業務」を開始した。 ○医療的ケアが必要な児童・生徒の特別支援学校への通学支援を実施(12回/年)するとともに支援体制の充実を県に要望した。 ○医療的ケアが必要な児童・生徒について、看護師配置を行い支援を行った。	湖南地域重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チームにおいて実態把握調査結果を踏まえ、9月に「重症心身障害児者・医療的ケア児等を家族の暮らしをみながら考えるシンポジウム」を開催した。 ○10月より医療的コーディネーターの配置により「医療的ケア児等地域生活サポート業務」を開始した。 ○医療的ケアが必要な児童・生徒の特別支援学校への通学支援を実施(12回/年)するとともに支援体制の充実を県に要望した。 ○医療的ケアが必要な児童・生徒について、看護師配置を行い支援をしている。	【現状】 ○実態調査により地域において課題の共有が図れた。 ○医療的コーディネーターの配置により、医療的ケア児・家族等の相談先が確保でき必要とする支援・連携につながる第一歩となった。 ○医療的ケアが必要な児童生徒が増えつつある。 【課題】 ○課題の抽出・共有は図れたが、不足しているサービスが多く必要な支援等の構築が急務である。	○引き続き、湖南地域重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チームにおいて抽出・共有が図れた課題の解決に向けて検討を進めていく。
子どもの健やかな発達の ために	⑤強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒の実態把握と適切な支援体制の構築	2 個別支援計画を活用した適切な支援の推進	○障害の重度・重複化や障害の状態の多様化に対応するため、障害のある児童・生徒の実態に応じた個別支援計画を作成し、計画に基づき、障害のある児童・生徒の保育、教育を推進する。	○個別支援計画作成者数 公私立園約270人 ○障害のある児童・生徒には、保護者との合意形成のもと、個別支援計画を作成している。	○支援が必要な園児に対して、個別支援計画を作成し、一人一人の特性に応じた支援を行っている。 ○障害のある児童・生徒には、保護者との合意形成のもと、個別支援計画を作成している。	【現状】 個別支援計画作成者数 公私立園 約220人 【課題】 ○個別支援計画の内容を精選し、よりよい支援につなげていく必要がある。	○個別支援計画の内容を精選しよりよい支援につなげるため、コーディネーター等が訪問し、見立てや必要な支援について相談し支援を行う。 ○学校・関係機関と連携しながら支援を行う。

基本目標5: 求められる支援に寄り添うために ～個々の特性に応じた支援の場の提供～

【KPI】基本目標の進捗を測る指標

指標		担当課	実績見込値(令和5年度)	実績確定値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)	目標値(令和8年度)
日中一時支援事業利用者数		障害福祉課	238人	227人	248人	258人	270人
指標		担当課	市内施設数(令和5年度)	実績確定値(令和5年度)	目標値(令和8年度)		
市内グループホーム数		障害福祉課	10か所	10ヶ所	13か所		
市内生活介護事業所数		障害福祉課	10か所	11ヶ所	12か所		

取組の進捗状況と今後の課題

基本目標	具体策	施策項目	取組内容	令和5年度の実績	令和6年度の取組状況	現状・課題	次年度における取組内容
求められる支援に寄り添うために	①重い障害のある人の日中活動の場・住まいの場等の整備促進	2 重い障害のある人に対応するグループホームへの運営支援	○重い障害のある人にも対応できる在宅での生活の場を拡充するため、県および湖南圏域において情報共有と意見交換を行い、人材確保等を含めた支援について検討を行う。 ○医療的ケアが必要な人や行動障害等により、個別支援が必要な重い障害のある人等に対応するため、事業所に対する運営費加算や人的加配を検討する。	○令和5年から8年度までの時限措置である「重症心身障害等施設整備事業補助金」の活用周知を行った。 ○令和5年から8年度までの時限措置である「重症心身障害等施設整備事業補助金」の活用周知を行い、1件採択を受け整備を行った。	○新たに就職支援補助金の対象にグループホームを加え、人材確保に努めた。 R6.12実績:グループホーム補助1件 ○湖南4市が主体となり重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チームにより、医療的ケアを要する方の住まいの場等についての検討・シンポジウムを行った。	【現状】 物価高騰・人手不足により施設整備や運営に支障が生じている。 【課題】 ハード面と合わせて人材確保や人的加配等の検討が必要。	○県補助事業の周知および時限措置撤廃要望。 ○継続して、障害者入所支援等就職支援事業補助金の周知・啓発により人材確保を進める。
求められる支援に寄り添うために	②特性に応じた過ごしの場の拡充	2 強度行動障害のある人への支援の充実	○強度行動障害※のある人に対するきめ細かな支援を確保するため、重度障害者等包括支援事業(強度行動障害者通所特別支援事業)を継続実施しながら、今後の制度の方向性について、事業所や支援者と意見交換をし、見直し・拡充を図っていく。 ○引き続き、湖南地域行動障害者支援ネット等において、行動障害のある人に対する支援の検討等を行い、支援体制の構築を図っていく。 ○強度行動障害のある人の受け入れ先確保の促進のため、独自の補助制度に基づく事業所の運営支援に取り組む。	○重度障害者等包括支援事業(強度行動障害者通所特別支援事業)の活用により安定した通所ができるよう支援した。 ○湖南圏域の専門部会として行動障害者支援ネットを開催し、行動障害のある人に対する支援の充実に努めた。 ○市独自のグループホーム補助制度を継続し、強度行動障害のある人の受け入れ先の確保に努めた。	○湖南圏域の専門部会として行動障害者支援ネットを開催し、支援者へのスーパーバイズ※等、行動障害のある人に対する支援の充実に努めている。 ○市独自のグループホーム補助制度を継続し、強度行動障害のある人の受け入れ先の確保に努めている。 ○重度障害者等包括支援事業(強度行動障害者通所特別支援事業)の活用により安定した通所ができるよう支援している。	【現状】 市単独事業、県事業、湖南圏域での専門部会等において、強度行動障害のある人への支援の充実に取り組んでいる。 【課題】 強度行動障害のある人を支援する人材確保・育成	○継続して、障害者入所支援等就職支援事業補助金の周知・啓発により人材確保を進める。 ○行動障害支援ネットや自立支援協議会等の研修の場やスーパーバイズを通じて、支援者の育成を図る。
求められる支援に寄り添うために	③様々な障害に対応できる日中一時支援事業の充実	1 医療的ケアを必要とする障害のある人を対象とした日中一時支援事業所の充実	○医療的ケアに対応できる日中一時支援事業の充実に向け、受け入れが促進される環境整備や加算制度について調査研究を行う。 ○医療的ケアを必要とする人の日中一時支援事業所の充実に向け取り組む。	○医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所の充実に向け事業所に働きかけた。	○医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所の充実に向け事業所に働きかける。 ○湖南4市が主体となり重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム会議において、利用者や様々な場の支援者によるシンポジウムを開催し、過ごし場の課題共有を行った。	【課題】 医療的ケアに対応するための人員確保	○重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チームを中心として、引き続き、加算や環境整備について協議を進めていく。

基本目標6:安全・安心なまちづくりのために ～生活環境・災害・緊急時の支援体制の構築～

【KPI】基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績見込値(令和5年度)	実績確定値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)	目標値(令和8年度)
福祉避難所※の設置にかかる協定を結んだ社会福祉法人等数	危機管理課・健康福祉政策課	9か所	9ヶ所	前年度以上	前年度以上	前年度以上
障害福祉事業所によるBCP(事業継続計画)策定率	障害福祉課	－	100%	100%	100%	100%

取組の進捗状況と今後の課題

基本目標	具体策	施策項目	取組内容	令和5年度の実績	令和6年度の取組状況	現状・課題	次年度における取組内容
安全・安心なまちづくりのために	①ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備	1 ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進	○公共施設の新設にあたっては、ユニバーサルデザイン※の考え方を踏まえるとともに、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例※」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー新法」という。)」等に基づいた施設整備を行う。 ○施設の整備にあたっては、利用形態、利用者等を把握したうえで、多目的トイレ、オストメイトトイレ※の整備や障害のある人等の駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設定等を推進する。 ○歩道の段差解消、透水性舗装の整備、点字ブロック整備、交差点改良等を推進する。 ○当事者の意見を取り入れ、公安委員会・警察と連携し、音響式信号機の改良・整備、青時間延長等の信号機の調整や機能の高度化、効果的な交通規制等により、障害のある人や高齢者にやさしい生活環境の整備を進める。 ○通行の支障となる放置自転車の撤去や路上違法駐車、特に横断歩道や視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車について、必要に応じて警察に指導・取締の強化を要請する。 ○ユニバーサルデザインアドバイザーの存在や活用方法の周知等、日頃から高齢者、障害のある人等、地域住民とコミュニケーションを図る「こころのユニバーサルデザイン」を広く進めていく。 ○引き続き、交通弱者の安全を目的とした交通規制要望を、県公安委員会に対して積極的に働きかける。 ○駅前周辺における放置自転車について、見回り活動および撤去を継続して行う。	○要配慮者の避難誘導の技術習得と訓練を通じて、要配慮者の立場に立ち、日頃からのコミュニケーションの大切さについて住民の意識を高めていただくため、ユニバーサルアドバイザーを活用した自主防災訓練の実施について、全自治会長に依頼を行った。 ○市道 大門横江線の整備に伴い歩道舗装を透水性とした。 ○警察に交通規制要望を行った。信号機 :27件、横断歩道:10件、交通規制:5件(R6.1月) ○守山市放置自転車等の防止に関する条例に基づき、放置禁止区域であるJR守山駅周辺に放置されている自転車の撤去を行った。 撤去台数:7台	○ユニバーサルデザインアドバイザーを設置し、ユニバーサルデザイン訓練の実施を募った。 ○社会を明るくする運動の一環として、駅前や商業施設での街頭啓発や駅前ビルでのPR動画の放映等広報啓発を新たに実施し、地域の様々な人とのコミュニケーションを図ろうとする「こころのユニバーサルデザイン」の普及に繋がる取り組みを行った。 ○警察に交通規制要望を行った。信号機 :26件、横断歩道:10件、交通規制:5件(R6.5月) ○守山市放置自転車等の防止に関する条例に基づき、放置禁止区域であるJR守山駅周辺に放置されている自転車の撤去を行った。 撤去台数:9台 ※12/31現在 ○新設の歩道において透水性舗装を採用予定。	【現状】 ユニバーサルデザインアドバイザーを活用したユニバーサルデザイン訓練の実施を募ったがニーズはなかった。 【課題】 ○日頃から高齢者、障害者など地域の様々な人とのコミュニケーションを図る「こころのユニバーサルデザイン」を広く進めていく必要がある。 ○道路整備における国庫補助金が目減りしてきており、財源確保が困難な状況となりつつある。	○ユニバーサルデザインの考え方や、「こころのユニバーサルデザイン」についての周知、啓発については継続していく。 ○ユニバーサルデザインの観点に沿って、誰もが安心安全に通行できるよう点検を実施し、危険箇所の早期発見、解消および整備を進めていく。 ○引き続き、交通弱者の安全を目的とした交通規制要望を、県公安委員会に対して積極的に働きかける。 ○駅前周辺における放置自転車の見回り活動および撤去を継続し、通行の支障となる放置自転車が発生しないようにする。
安全・安心なまちづくりのために	②災害等、緊急時の支援の充実	3 避難誘導体制の確立	○各種障害者手帳の交付時等において、避難行動要支援者名簿や民生委員・児童委員への障害情報提供についての更なる周知を行う。 ○障害のある人に対し、災害時に適切な情報を迅速に提供できるよう、自主防災組織や地域ボランティアが協力して、障害のある人に適した情報伝達訓練を行うための支援をする。 ○地域の自主防災組織や地域ボランティアと連携して、平常時から避難誘導体制を確立するなど、災害時に有効となる避難支援等の体制づくりを推進する。	○条例に基づく避難行動要支援者名簿を5月、11月に自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員に提供。広報もりやまに年2回、新たに要件に該当した方へ同意の推奨として名簿の記事を掲載するとともに、ホームページにも案内ページを作成し周知を行った。	○市主体で個別避難計画作成に取り組んでいる。(R6.12月時点4件) ○自立支援協議会11月定例会において「本市における災害対策について」危機管理課による研修を実施した。 ○条例に基づく避難行動要支援者名簿を5月、11月に自治会(自主防災組織)、民生委員・児童委員に提供。 ○広報もりやまに年2回、新たに要件に該当した方へ同意の推奨として名簿の記事を掲載するとともに、ホームページにも案内ページを掲示し周知を図った。	【現状】 ○避難行動要支援者名簿については、支援者全体の登録者数に対して、同意者は約半数となっている。 ○個別避難計画は重症度の高い方(人工呼吸器を装着されている等)から作成している。 【課題】 ○避難行動要支援者名簿について、身体障害者については不同意方式での同意確認であり、返信した方のみが不同意となることについての周知を進めていく必要がある。 ○地域・個人での個別避難計画(セルフプラン)の推進をあわせて進めていく必要がある。	○個別避難計画について、重症度の高い方は市主体での計画作成を継続する。地域・個人での個別避難計画(セルフプラン)の推進をあわせてすすめていく。(関係部局との連携を強化していく)
安全・安心なまちづくりのために	③移動・交通手段の充実	3 移動支援事業の推進	○重度の障害のため、単独で外出することが困難な障害のある人(児童)に対し、個別のニーズに応え、柔軟に対応できるよう努める。	○重度の障害のため、単独で外出することが困難な障害のある人(児童)に対し、移動支援を行った。 ○支給決定者数 191名	○重度の障害のため、単独で外出することが困難な障害のある人(児童)に対し、移動支援を行っている。 ○支給決定者数 198名	【現状】 重度の障害のある人の安全な移動支援に寄与できた。	○継続
安全・安心なまちづくりのために	④消費者保護の推進	1 消費者保護の推進	○消費生活センターを中心に、障害者団体、市社会福祉協議会等福祉関係団体、企業(当事者の勤務先)、警察、地域との連携のもと、障害のある人の消費者トラブルの未然防止および早期発見に取り組む。 ○消費者トラブルの防止および障害のある人の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、障害のある人およびその支援者のための研修実施の促進に取り組む。 ○被害を受けた場合には、消費生活相談員をはじめとする関係者および警察、専門家(弁護士等)を交え、被害を受けた障害のある人の被害回復に向けた支援体制の整備を図る。	○消費生活トラブルや多重債務相談に対し、法テラス等の関係機関と連携を図り、必要な支援に努めた。(消費生活相談人数519人、有線放送「消費者ハトロール」を月2回放送、出前講座を3回実施、広報もりやま「くらしのたより」を月1回掲載) 広報もりやま「くらしのたより」を月1回掲載	○消費生活相談員による相談対応(契約トラブル、食品・製品事故等の消費者被害、多重債務等) ○市民への情報提供・注意喚起や消費生活相談窓口の周知のための啓発 ・広報(毎月15日号「くらしのたより」掲載) ・有線放送(月2回「消費者ハトロール」の放送) ・出前講座(自治会等への啓発) ・講演会 ・各種団体との連携	【課題】 より効果的な周知が必要。	○今後も引き続き、消費生活トラブルや多重債務相談に対し、法テラス等の関係機関と連携を図り、必要な支援を行う。 ○従来の広報手段に加えSNSの活用等を含め、より効果的な周知・啓発を行う。

基本目標7:必要な支援・サービスが円滑に提供されるために ～人材確保・育成の推進～
【KPI】基本目標の進捗を測る指標

指標	担当課	実績見込値(令和5年度)	実績確定値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)	目標値(令和8年度)
基幹相談と地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	障害福祉課	40回	42回	60回	90回	135回
手話講習会・要約筆記者養成講習会の修了者数	障害福祉課	10人	9人	10人	20人	20人
障害福祉サービス事業所(グループホーム・入所施設)職員充足率	障害福祉課	-	25%	100%	100%	100%

取組の進捗状況と今後の課題

基本目標	具体策	施策項目	取組内容	令和5年度の実績	令和6年度の取組状況	現状・課題	次年度における取組内容
必要な支援・サービスが円滑に提供されるために	①質の高い福祉サービスの充実・提供	4 関係機関と連携した情報共有の促進	○事業所や県および県内の市町と密に連携し、情報共有を行いながら適切な障害福祉サービス等の提供に努める。	○自立支援協議会※において制度・施策等の研修や地域課題の共有・協議を行った。 ○県主催の行政部会(年2回)に参加し、共通する課題に対して協議を行った。D ○湖南4市で事業ごとに担当者会議を開催し、事業内容の共有や調整を行った。	○自立支援協議会において制度・施策等の研修や地域課題の共有・協議を行った。 ○県主催の行政部会(年3回)に参加し、共通する課題に対して協議を行い「在宅支援」にかかる見直しを行っている。 ○湖南4市において、進路等を考える「作業部会」や「重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム会議」を定期的に開催し検討を行っている。9月には「重症心身障害児者・医療的ケア児等と家族の暮らしを考えるシンポジウム」を開催した。	【現状】 県や湖南4市において課題の共通理解のもと、必要な施策等の検討ができています。	○継続
必要な支援・サービスが円滑に提供されるために	②福祉人材の確保・育成	1. 大学等との連携による福祉分野への人材確保の推進	○大学等との連携を図り、福祉分野の魅力の発信や職場体験等を通じて、福祉分野への人材確保を図る。 ○大学生等に対して、福祉人材バンクへの登録を促す。 ○湖南圏域での連携による施策の検討や市独自による支援策の検討を行う。	○入所施設就職補助金を活用し、市内事業所の就職者を増やすため、福祉系の大学や福祉系学科および資格取得の専門学校にチラシを配布し、周知・啓発を行った。	○補助金の対象者を入所施設に加えグループホームへの就職にも対象を拡充した。 ○福祉系の大学や福祉系学科および資格取得の専門学校に周知・啓発を行った。	【現状】 ○市内事業所の聞き取りによると、特に若い世代の人材の確保に苦慮している模様。海外からの技能実習生を受け入れする事業所もある。 【課題】 ○就職した人材が長期間働いてもらえるよう対策が必要。	○入所施設就職支援事業補助金の周知・啓発活用のほか、人材確保支援事業費補助金の拡充(R7年度より採用動画の作成費用・非正規雇用者の確保等に対する経費も対象)により、人材確保の推進を図る。
必要な支援・サービスが円滑に提供されるために	③事業所等との情報共有等、連携の強化	2 ケアマネジメント体制の充実	○障害のある人のケアマネジメント※が適切かつ円滑に行えるよう、計画相談支援の推進を図る。 ○計画相談事業所の連絡会や研修会を定期開催し、事業者間の課題共有および連携強化、相談員の資質向上を図る。 ○「指定特定相談支援事業所※」における計画相談支援が安定的に実施されるよう、事業所に対する支援を引き続き行う。	○自立支援協議会の相談支援部会において、情報共有や意見交換を実施しており、県東との合同研修も実施している。 ○計画相談支援の給付費について、市独自の加算制度を継続した。	○自立支援協議会の相談支援部会において、情報共有や意見交換を実施しており、県東との合同研修も実施している。 ○計画相談支援の給付費について、対象件数の要件を削除するなど、市独自の加算制度を充実した。 ○計画相談支援事業所の人材確保について、就職支援事業補助金を創設した。	【現状】 基幹相談支援センターを中心とした、事業所等との情報共有や連携強化を実施できている。 また、計画相談支援の給付費における市独自の加算金充実に加え、相談支援専門員の就職支援事業を創設した。	○引き続き基幹相談支援センターによる計画相談支援事業所への助言・指導の強化を行う。 ○計画相談支援事業所への、市独自加算や相談支援専門員の就職支援事業継続による人材確保策を実施する。